

互助会の継続加入について

新潟県教育委員会から割愛され、市町村教育委員会及び国立大学法人等に採用される教職員等の方は、互助会に継続加入することができます。

1 継続加入すると

- (1) 互助会の各事業に引き続き参加できます。(人間ドック助成、各種給付金、貸付金 等)
- (2) 貸付金を借受けている方は、償還を継続できます。
- (3) 継続会員となっても、**生命保険の団体加入は取扱いできません**。個人扱いとなりますので、必ず3月中にご本人が各保険会社へ連絡してください。
- (4) 継続会員となっても、**会員退会給付金がある会員については、自動給付します**。(すでに給付された方や平成20年10月以降に加入された方は充当する掛金を徴収していないため、給付はありません。)

2 加入希望の有無

『資格第4号様式(一財)新潟県教職員互助会継続加入意向確認書』(以下「意向確認書」という。)を提出してください。様式は互助会ホームページから印刷できます。

継続加入を希望する場合は、「互助会継続加入」欄の「する」に✓を付け、太枠内全てに記入の上、提出してください。

希望しない場合は「しない」に✓を付けて提出してください。

互助会ホームページアドレス <https://www.sinkyogo.com/>

3 加入後の手続

- (1) 意向確認書受付後、4月中に『継続加入承認通知書』を新所属あてに送付します。
- (2) 掛金・償還金の納入

所属単位で納入	下記所属の方は、給与天引きとなります。 新潟市教育委員会、長岡市教育委員会、新潟大学附属学校(幼稚園含む)、上越教育大学附属学校
口座振替で毎月納入	上記所属以外の所属の方は、原則、口座振替となります。 後日、口座振替申込書を送付しますので記入押印の上、返送してください。毎月口座から引き落とします。口座振替によれない特別な場合は、互助会までご連絡ください。 (第四北越銀行の口座のみ対応となります。)

(3) 給付金等の請求

給付金等の請求は、忘れずに互助会に提出してください。様式は互助会ホームページから印刷できます。(ホームページアドレスは上記2参照)

※ 療養給付金について、継続会員となった場合は「自動給付」ができなくなるため、請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。